契 約 書

契約者「甲」とリーディングベル(以下「乙」とする。)は、下記条項により本契約を締結する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

訂

電話番号

(乙) 住 所 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町748パークハイツ202

名 称 (株)リーディングベル

電 話 045-810-1445

F A X 0 4 5 - 8 1 0 - 1 4 3 3

[振込口座]

銀 行 名 横浜銀行 愛甲石田支店 普通口座

口座 番号 1425116

名 義 人 カ)リーデイングベル

1 (契約の内容) 乙は甲に対し、別添規約を承認した甲が指定する下記サービス(以下、「本サービス」という。) を所定の料金により提供する。

指定の口座に入金が確認できた時点で、提供する電話番号を開示するものとする。

[サービス内容]

「月額基本料金〕

「初期費用」

- 2 (サービスの開始) 本サービスは、本契約締結とともに、別添規約を承認した上、甲が所定の契約時費用 (月額基本料金、保証金、工事費等)を乙に送金し、乙がこれを確認した後に開始する。ただし、サー ビス開始にあたり工事を必要とする場合は、工事終了後にサービス開始となる。
- 3 (契約期間) 本契約の有効期間は締結日から1ヶ月とし、契約期間満了日までに甲乙双方から解約の申し 出がない場合は、本契約は同一内容にて1ヶ月間更新するものとし、以後も同様とする。
- 4 (禁止事項) 甲は、犯罪行為、法令違反行為、その他社会的に非難されうる行為の目的のために本サービスを利用してはならない。また、甲は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。
- 5 (解約) 甲、乙双方ともに、1ヶ月前までに相手方に電話または文書にて通知することにより、本契約を解約することができる。ただし月途中での解約はできないものとし、その場合は翌月末日の解約となるものとする。本契約が乙の都合により解約された場合には、既に受領済みの費用は日割りで計算し、返還するが、甲の都合により解約された場合には、乙は既に受領済みの費用を返還しない。
- 6 (管轄裁判所) 本契約について紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を第一審の管轄 裁判所とする。
- 7 (協議事項) 本契約及び別添規約に定めのない事項については、甲乙誠意を持って別途協議するものとする。